

# 公益法人制度の改革とNPO

前田成東

## Reformation of the Public Interest Corporation System and Nonprofit Organization

Shigeto MAEDA

### Abstract

This paper aims to examine how the change of the corporation system in recent years affected the citizen activist organizations, mainly the private non-profit organization (NPO). The number of designated nonprofit corporations born based on the Act on Promotion of Specified Nonprofit Activities (NPO Act) enacted in 1998 exceeds 50,000.

Then, in the context of the non-profit activities by the private sector, in 2002, he founded the intermediate corporation system is, by the 2008 reform that also includes the migration of the same system, Institute regime was to start. In the 2008 reform, system of public interest corporation that also includes foundations that had been ongoing since 1896, it has been revised significantly. To non-profit activities centered on the citizenship or become that these reforms will give you what kind of influence is the central challenge recognition in this paper.

Therefore, in this paper, after the back to simplify the establishment and its significance of the NPO Act, to consider the significance of the intermediate corporation and public corporation system reform. On top of that, the Institute focused, reveal the similarities and differences between the NPO.

## 目次

1. はじめに
  2. NPO法と同法制定当時の公益法人制度
  3. 中間法人制度と公益法人制度の改革
  4. 公益法人制度とNPO
  5. おわりに
- 註  
参考文献

## 1. はじめに

本稿は、2008年に実施された日本における公益法人制度の改革をはじめとして、近年における法人制度の変容が民間非営利組織（NPO）を中心とする市民活動団体にどのような影響を与えたかを考察することを目的とする。1998年に制定、施行された特定非営利活動促進法（NPO法）にもとづいて誕生した特定非営利活動法人は、当時の公益法人と比較して、設立時に基金が不要であること、設立に際しての手続きが簡素であることなどが特徴とされ、2015年度末の法人数は5万を超えている<sup>1)</sup>。その活動分野は、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、観光などの多分野に及んでいる。また、NPO法の度重なる改正により、税制優遇も拡大してきている。

その後、民間による非営利の活動との関連では、2002年には中間法人制度が創設され、2008年には同制度の移行も含んだ制度改革により、一般社団法人制度がスタートすることとなった。この2008年改革では、1896年以来継続していた財団法人を含む公益法人の制度が大きく見直された。とりわけ一般社団法人の制度は、法人設立の簡易さなどから、特定非営利活動法人と競合すると考えることもできよう。市民活動を中心とする非営利活動にこれらの制度改革がどのような影響を与えることになるのかが、本稿における中心的な課題認識である。

そこで、本稿においては、NPO法の制定とその意義を簡潔に振り返った後、中間法人と公益法人制度改革の意義を考察する。その上で、一般社団法人および公益社団法人に焦点を合わせ、NPO法人との共通点と相違点を明らかにする。なお、本稿において市民活動とは、「非営利で市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」とする。

## 2. NPO法と同法制定当時の公益法人制度

### (1) NPO法の制定

日本においてNPO法（特定非営利活動促進法）が制定されたのは、1998年のことである。同年3月25日に公布され、同年12月1日に施行された<sup>2)</sup>。公布から施行まで8か月あまりを要しているのは、各都道府県における条例制定および窓口整備などの準備期間が必要だったからである。法制定の背景として、当時、1995年の阪神・淡路大震災におけるボランティア活動に対する制度的不備がしきりに指摘されたが、それとともに市民事業の活発化に注目することも必要である<sup>3)</sup>。いずれにしても、公益的な活動を行っている市民活動団体に対して、当時の公益法人よりも簡易に法人格を付与する制度を構築することが目的であった。

震災の年（1995年）11月に当時の新進党による法案が提出されたのを皮切りに、その後も複数の法案が作成され、1997年に「市民活動促進法」（案）として集約された。この法案は衆議院を通過したものの参議院で継続審議となり、その後法律名が特定非営利活動促進法と修正されて1998年に成立することとなった。第1条には本法律の目的が以下の通り記されている。「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」ここで市民が行う社会貢献活動について、それを担う団体に法人格を付与することが実現された。この社会貢献活動について法制定当初は12分野が列挙されたが、2003年の改正で17分野へ、2012年の改正で20分野へと拡大している（具体的な20分野については後述する）。

認証法人数の推移は図表1の通りである。法制定直後は法人数が伸び悩んでいるものの、3～4年度目以降に大きな伸びを示している。当初、認証手続きについて、後述する当時の公益法人と比較すると、法令に定める要件を満たしていれば行政は必ず設立を認める認証主義を採っているにもかかわらず、書類の煩雑さ、社員10人以上などの要件を満たすことなどから、団体にとってはそれほど簡易ではないという指摘がなされていた。同法制定以前の1996年に、当時の所管であった経済企画庁（現、内閣府）が公益法人以外の市民活動団体に対して実施した調査によれば<sup>4)</sup>、ほぼ7割の団体が法人格の必要性を認識していなかったのである。しかしながら、その後“NPOを支援するNPO”が多数設立され、また自治体の市民活動担当部署の整備などにより、NPO法人設立の支援が積極的に実施されていることもあり、法人数は右肩上がりに増加している。ただし、後述する一般社団法人などの制度発足により、この傾向が今後も継続するかどうかは不明な点がある。

図表 1 特定非営利活動法人の認証数の推移

年度末	認証法人数	年度末	認証法人数
1998	23	2007	34,369
1999	1,724	2008	37,192
2000	3,800	2009	39,732
2001	6,596	2010	42,385
2002	10,664	2011	45,138
2003	16,160	2012	47,540
2004	21,280	2013	48,981
2005	26,394	2014	50,088
2006	31,115	2015	50,868

(出典) 内閣府ホームページにより筆者作成 (<https://www.npo-homepage.go.jp/>)

図表 1 のデータでも明らかなおとおり、近年の増加傾向は以前ほどではない。なお、市民活動を担っている団体が法人のみではないことは当然であり、任意団体の活動も重要であるが、本稿の対象は法人であるため、対象を限定していることをお断りしておきたい。

## (2) NPO法制定当時の公益法人

1998年にNPO法が制定され、特定非営利活動法人の制度が発足するまで、公益活動を目的とした団体が法人格を取得する場合、1896年に制定された民法の第34条を根拠とする社団法人、財団法人等の公益法人になることが方法とされていた。当時の条文では「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と規定されていた。

これは広義の公益法人としての規定として捉えられていた。その理由は、民法が列挙している分野について、1948年の医療法、1949年の私立学校法、1951年の宗教法人法および社会福祉事業法などによって、それぞれ医療法人、学校法人、宗教法人および社会福祉法人などが設立されたため、事実上民法が規定するのはこれらの法人以外の財団法人と社団法人となったためである<sup>5)</sup>。すなわち、財団法人と社団法人が狭義の公益法人であった。財団法人とは一定の目的のために提供された財産を運営するために設立される法人であり、社団法人とは社団すなわち人の集合体である団体であって法人として法律上権利義務の主体であることを認められたものであった。

これら当時の公益法人を設立する際には、許可主義が採られ、主務官庁（所轄庁）である行政の許可が必要とされた。公益性の判断などについて行政による裁量が大きく、法人設立後も団体の活動に対して関与し、指揮監督を行っていた。また、財団法人については

多額の基金が必要とされていたのである。

こうしたことから、とくに小規模の市民活動団体が当時の公益法人として法人化することは実質的に不可能であり、任意団体として継続するか、営利を目的としていなくても株式会社などの法人格を取得するか、選択肢がきわめて限定されていたといえる。ここにNPO法制定の意義があったことはいうまでもない。

### 3. 中間法人制度と公益法人制度の改革

#### (1) 中間法人制度

日本において中間法人が法律上存在したのは、2002年から2008年の間と短期間であった。そもそも中間法人とは、私法上の法人をその目的・事業によって分類する際、営利を追求せず公益を目的としない法人と学問的には捉えられており、次に説明する法律上の中間法人意外にも、現行の一般社団法人、一般財団法人などが含まれる。ここで考察の対象とするのは、中間法人法にもとづく狭義の中間法人である<sup>6)</sup>。

2002年に中間法人法の施行により発足した中間法人は、「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であって、この法律により設立されたものをいう。」と定義されていた。これには2つの類型があり、有限責任中間法人と無限責任旧中間法人が存在した。前者は法人の債務について社員が弁済の責任を負わないことから、設立時に300万円以上の基金を集めることが必要とされた。後者は社員が連帯して法人の債務について責任を負うこととされた。

NPO法が制定された後にこの法律が制定された背景としては、同法でカバーできない活動を行っている団体に法人格を付与する途を開くことにあった。たとえば、マンション管理組合、趣味的活動や構成員に限定される活動（同窓会など）といった活動が念頭にあった。2008年12月1日の制度廃止時点では、有限責任中間法人が4111、無限責任中間法人が362の合計4476法人が存在していたとされる<sup>7)</sup>。

この法人制度を市民活動の観点からみれば、趣味的な活動を行っているが、その活動が不特定かつ多数のものの利益の増進に直結しない場合、NPO法人としての設立は困難である団体については、選択肢の一つとして考えられる。それらの活動が構成員に限定されず拡大して公益目的に接近し、あるいは移行する場合にはNPO法人への移行も視野に入れることができる。しかしながら、実際には設立された中間法人は上述の分野ではなく、業界団体や証券化における資産保有SPC（特定目的会社）の親法人としての利用が多かったという指摘もある<sup>8)</sup>。結果的に中間法人は公益法人改革の中で廃止され、一般社団法人に移行、吸収されることとなる。

## (2) 公益法人制度の改革

### (a) 改革の背景と経緯

上述したように、1998年にNPO法が制定され、法改正によってその対象活動分野が拡大し、2002年には中間法人法が制定されるなど、日本における法人制度は多様化への途を歩んできた。こうした状況において改革が行われてこなかったのが民法第34条（当時）にもとづく公益法人である。

2008年に改革が実施されることとなる公益法人について、当初内閣官房は以下のような認識を示していた。「民間非営利部門は、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを柔軟に提供しており、我が国社会経済システムの中で、その果たすべき役割はますます重要となっています。公益法人は、こうした非営利部門の活動を担う代表的な主体として、これまで大きな役割を果たしてきた面もありますが、一方で、1896年<sup>9)</sup>の民法制定以来、抜本的な見直しが行われず、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確、公益性を時代に即して柔軟に見直す仕組みがない、営利法人類似の法人が存続しているなど、公益法人制度に対する批判もしばしば見受けられるところです。<sup>10)</sup>」

改革が着手されたのは、2000年12月に閣議決定された「行政改革大綱」においてであり、「公益法人に対する行政の関与の在り方について」が含まれていた。続いて2001年7月には「公益法人制度についての問題意識－抜本的改革に向けて－」が公表されるなど加速化し、翌2002年3月に「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」が閣議決定された。ここで、政府として公益法人制度について関連制度を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うことが決定された。この関連制度には、特定非営利活動法人、中間法人、公益信託、税制などが含まれていた。その後、度重なる基本方針の閣議決定、有識者によるヒアリングなどを経て、2004年12月に「今後の行政改革の方針」の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」の具体化が明文化された。それを受けて2006年3月には「公益法人制度改革関連3法案」が閣議決定され、同年5月に可決成立することとなった。

### (b) 改革の概要

可決成立した公益法人制度改革関連3法とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（公益法人認定法）および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」である。

この3法によって実施された公益法人制度改革の概要は以下のようにまとめることができる<sup>11)</sup>。法制定以前の公益法人制度は、前述したように法人設立時の主務官庁制・許可主

義が採られ、法人の設立と公益性の判断は一体であった。この制度のもとでは、社団法人と財団法人という2つの法人制度が存在していた。一方、新制度では、主務官庁制・許可主義が廃止され、法人の設立と公益性の判断は明確に分離された。これにともない、既存の2つの制度が「一般社団法人・一般財団法人」および「公益社団法人・公益財団法人」に再編成され、前者は登記のみで設立できることが特徴である。後者は、前者のうち希望がある法人に対して民間有識者による委員会の意見にもとづいて行政庁が公益性の判断を行う。その際、統一的な判断を行い、明確な基準を法定することとなった。中間法人法はこの法定にあわせて廃止され、同法にもとづく中間法人は一般社団法人に吸収されることとなった。

ここで税制面との関係を考察する。一般社団法人・一般財団法人のうち、公益法人認定法にもとづき公益認定を受けると公益社団法人・公益財団法人となり、収益事業から生じた所得は課税対象となるが、公益目的事業は課税対象外である。公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人は、税制面との関係でさらに2分類される。非営利型法人の要件に該当すると収益事業から生じた所得は課税対象となるが、それ以外の事業は課税対象外である。非営利型法人以外の法人はすべての所得が課税対象となる。非営利型法人の要件は、第一に非営利性が徹底された法人、第二に共益的活動を目的とする法人の両方に該当する法人である。

このように公益法人制度改革による新制度の法人は多様であり、団体は活動の特殊性や税制優遇などの目的によって法人を選択することになる。以下、NPO法人との比較で新制度を考察する。その際、300万円以上の基本財産を必要とする一般財団法人と公益財団法人は除外し、一般社団法人と公益社団法人に考察の対象を限定する。

## 4. 公益法人制度とNPO

### (1) 一般社団法人とNPO

一般社団法人とNPO法人について、まず人的側面を比較すると、“後発”である前者のハードルが低い。設立に必要な社員は前者が2人以上、後者が10人以上である。同様に役員等の人数についても、理事1名で設立可と理事3名以上・監事1名以上の合計4名以上と開きがある。設立に要する期間、書類の簡便さからも前者が優位であるとされる。また、活動内容はNPO法人が図表2で明らかなように20の分野に限定されているのに比して一般社団法人には制約がない。一方で、設立に必要な経費については、NPO法人はとくに要しないが、一般社団法人は本稿執筆時において約11万2000円が必要となり、この点は差が明確である。

税制優遇については、大きな差がある。前述したように、非営利型法人以外ではその仕組みがない。非営利型法人においても、該当するための要件はたいへん厳しいとされる<sup>12)</sup>。

また、NPO法人には認定NPO法人（NPO法人のうち、広く市民から支援を受けていること等の一定の要件について、所轄庁（都道府県又は政令指定都市）から認定を受けている法人）の制度があり、個人および法人が当該法人等に寄付を行った場合は税制上の優遇措置が適用される。すなわち、認定NPO法人であれば、団体と寄付者の双方に措置があることになる。

## （2）公益社団法人とNPO

公益社団法人は一般社団法人の一部のみが設置できる。公益法人認定法では、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」を公益目的事業とし、具体的には別表で図表3のように定めている。これらの事業を実施する一般社団法人のうち、民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査を経て、行政庁（内閣府又は都道府県）から公益認定を受けることで、公益社団法人として認定される。

ここで図表2および図表3によってNPO法人と公益社団法人の活動分野・事業を比較すると、後者の方が広範である。NPO法の活動分野を細分化している事業もあれば、「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」、「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」などNPO法にみられない事業もある。このことは、公益社団法人が一般社団法人も含めて、NPO法人よりも公益目的以外の事業を行うことを想定しているともいえる。

税制面では、団体と寄付者の双方に税制優遇措置がある。この点、認定NPO法人と同様である。そのため、一般的なNPO法人と公益財団法人を比較すると、後者の方が制度的に恩恵を受けている。そこで、認定NPO法人と公益財団法人とで比較する必要が生じることとなり、上述した設置へのプロセスを比較した場合、団体にとってどちらがより団体にとってメリットがあるのかは単純に判断できないといえる。



図表2 NPO 法人における20の活動分野

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(出典) 特定非営利活動促進法により筆者作成

図表2 NPO 法人における20の活動分野

1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
6. 公衆衛生の向上を目的とする事業
7. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
8. 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
10. 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
11. 事故又は災害の防止を目的とする事業
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
15. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
17. 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
18. 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
19. 地域社会の健全な発展を目的とする事業
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23. 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの。

(出典) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律により筆者作成

## 5. おわりに

以上、たいへん概括的ではあるが、NPO法および中間法人法の制定とその意義、公益法人制度改革について概観し、NPOと他の法人との類似点、相違点を考察してきた。市民活動団体からすれば、法人化の際の選択肢が拡大したことになる。団体の活動目的、資金調達をめぐる課題などの特性から適切な法人を選択し、また状況に応じて他の法人に移行することも可能である。ただ、法人化しないという選択がありうることも忘れてはならない。任意団体であり続けることも、団体の判断である。

NPO法は、その当時の公益法人制度にもとづく法人化と比較して簡易な法人化の途を開いた。しかし、その後の公益法人改革により、一般社団法人を典型として、NPO法人より簡易に設立できる法人制度が誕生した。本稿は理想的な法人制度に関する規範論を展開することが目的ではないが、公的な目的を有する法人制度を全体として再検討する必要があると考えられる。

最後に、本稿では考察の対象としなかった営利法人の代表である株式会社との比較考察も肝要である。NPO法人、公益法人のいずれも収益事業については課税対象となる。たとえば、収益事業としてのコミュニティ・ビジネスを行っている場合、株式会社のそれと内容が相当に近接していることも少なくない。そのビジネスを株式会社化すること、逆に株式会社の事業を公益性の観点からNPO法人、公益法人として実施することもある。これらの現状についての考察は残された課題である。

### 註

- 1) NPO法人数については、内閣府のホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/>) を参照。
- 2) 以下、NPO法の制定過程については、熊代昭彦編著『日本のNPO法：特定非営利活動促進法の意義と解説』ぎょうせい、1998年、前田成東「民間非営利組織（NPO）と行政組織」『法学新報』第107巻第1・2号、2000年、小島廣光『政策形成とNPO法』有斐閣、2003年などを参照。
- 3) さいたま市では、市民活動を「ボランティア型市民活動」と「事業型市民活動」に分類している。
- 4) 経済企画庁国民生活局編『市民活動レポート：市民活動団体基本調査報告書』1997年
- 5) 前田成東「第三セクターと『サード・セクター』」（財）行政管理研究センター監修・今村都南雄編著『「第三セクター」の研究』中央法規出版、1993年
- 6) 中間法人の概要については、相澤哲・内野宗揮編『わかりやすい中間法人法』有斐閣、2002年などを参照。

- 7) 初谷勇「中間法人の転生」『大阪商業大学論集』第5巻第3号, 2009年による。
- 8) 同上。
- 9) 原文は明治29年となっているが, 筆者が修正した。
- 10) 引用および本節における改革の経緯については, 内閣官房ホームページによる。  
(<http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/>)
- 11) 制度の概要については, 公益法人協会編『公益法人制度改革関係法令集(第3版)』公益法人協会, 2012年などを参照
- 12) 「非営利性が徹底された法人」とは, 「1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること」, 「2 解散したときは, 残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に寄付することを定款に定めていること」, 「3 上記1及び2の定款の定め違反する行為を行うことを決定し, 又は行ったことがないこと」, 「4 各理事について, 理事とその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること」の4要件をすべて満たすことが必要であり, 「共益的活動を目的とする法人」とは, 「1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること」, 「2 定款等に会費の定めがあること」, 「3 主たる事業として収益事業を行っていないこと」, 「4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと」, 「5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと」, 「6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において, 特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し, 又は与えたことがないこと」, 「7 各理事について, 理事とその理事の親族等である理事の合計数が, 理事の総数の3分の1以下であること」の7要件をすべて満たすことが必要である。

## 参考文献

- 森泉章『公益法人の研究』勁草書房, 1977年
- 森泉章『公益法人の現状と理論』勁草書房, 1982年
- (財)行政学研究会監修・今村都南雄編著『「第三セクター」の研究』中央法規出版, 1993年
- 経済企画庁国民生活局編『市民活動レポート:市民活動団体基本調査報告書』1997年
- 熊代昭彦編著『日本のNPO法:特定非営利活動促進法の意義と解説』ぎょうせい, 1998年
- 堀田力・雨宮孝子編『NPO法コンメンタール:特定非営利活動促進法の逐条解説』日本評論社, 1998年
- 相澤哲・内野宗揮編『わかりやすい中間法人法』有斐閣, 2002年
- 小島廣光『政策形成とNPO法』有斐閣, 2003年
- 公益法人制度改革に関する有識者会議『報告書』2004年
- 杉山学「公益法人制度改革の動向」『青山経営論集』第42巻第1号, 2007年
- 松原明「NPO法の原点からみた新公益法人制度」『都市問題』第99巻第12号, 2008年
- 初谷勇「中間法人の転生」『大阪商業大学論集』第5巻第3号, 2009年
- 初谷勇『公共マネジメントとNPO政策』ぎょうせい, 2012年
- 公益法人協会編『公益法人制度改革関係法令集(第3版)』公益法人協会, 2012年
- 特定非営利活動法人制度研究会編『解説特定非営利活動法人制度』商事法務, 2013年

前田成東

出口正之「公益法人制度の昭和改革と平成改革における組織転換の研究」『非営利法人研究学会誌』第17号，2015年

内閣府ホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/>)

内閣官房ホームページ (<http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappon/>)